

母子・父子 福祉 資金 貸付のおしらせ

(就学支度資金・修学資金)

横浜市内に在住する母子家庭及び父子家庭で、令和7年4月にお子様が大学、短期大学、専修学校(専門課程)に進学予定の方のためにお貸しする資金です。

《申請上の注意点》

- ・高等教育の修学支援新制度(各大学等による授業料等減免と日本学生支援機構の給付型奨学金)の支援と当資金の貸付は、原則として併用不可です。やむを得ない理由がある場合は相談のうえ併用可としますが、当資金の貸付けを受けた額のうち、新制度による減免や給付に相当する額については、支援を受けた日から6か月以内に返還をしていただきますのでご注意ください。
- ・就学支度資金・修学資金ともに、入学金や授業料等を既に支払い済みの場合は、貸付けできません。

■ 就学支度資金 ■

大学、専修学校等の入学にあたって必要な入学金等が貸付けの対象となります。

貸付限度額

(単位:円)

大 学		短 期 大 学		専 修 学 校(専門課程)	
国公立	私 立	国公立	私 立	国公立	私 立
410,000	580,000	410,000	580,000	410,000	580,000

■ 修学資金 ■

大学、専修学校等に修学するための授業料、教材費、施設費等が貸付けの対象となります。

貸付限度額(月額)

(単位:円)

大 学		短 期 大 学		専 修 学 校(専門課程)	
国公立	私 立	国公立	私 立	国公立	私 立
47,000	72,000	45,000	62,000	45,000	59,000

申請期間

申請する資金	申請期間
就学支度資金のみの申請	令和7年3月31日まで
修学資金のみの申請	令和7年2月3日以降
就学支度資金と修学資金を同時に申請	令和7年2月3日から令和7年3月31日まで

※修学資金の振込みは、令和7年4月以降に在学証明書を提出していただくからになります。

貸付金の返済

返済期間は、お子様が学校を卒業された後6か月を経過してから10年以内です。将来ご返済いただく制度ですので、無理のない借入・返済計画を立ててください。

ご返済いただけない場合は、弁護士等への徴収委任をさせていただく場合があります。

相談・受付

お住まいの区役所の子ども家庭支援課にて、担当職員が貸付金や生活の状況等についてお話を伺います。ご相談の際に、当資金借り入れの必要性が確認されてから、申請書等の必要書類を揃えて提出していただきます。

なお、審査により貸付できない場合があります。

お問い合わせ

区名	電話番号	区名	電話番号
青葉区	978-2457	瀬谷区	367-5703
旭区	954-6117	都筑区	948-2321
泉区	800-2448	鶴見区	510-1839
磯子区	750-2475	戸塚区	866-8468
神奈川区	411-7113	中区	224-8171
金沢区	788-7772	西区	320-8402
港南区	847-8457	保土ヶ谷区	334-6353
港北区	540-2320	緑区	930-2432
栄区	894-8959	南区	341-1152
横浜市子ども青少年局子ども家庭課		671-2390	